



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
号外 第 61 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則

(職 員 課)

公布された条例等のあらまし

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則 (規則第42号)

1 規則の概要

- (1) 給与金を支出しようとするときは、支出命令票に給与金の支給者、支給額その他の必要な事項を記載した書類を添付することとした。(第6条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

規

則

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第42号

島根県年金恩給支給規則の一部を改正する規則

島根県年金恩給支給規則 (昭和48年島根県規則第36号) の一部を次のように改正する。

第6条中「第3条の規定による口座振替払により」を削り、「恩給支給金額内訳書 (様式第3号) 3通」を「給与金の支給者、支給額その他の必要な事項を記載した書類」に改める。

第9条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

様式第1号表面中 「-」を 「-」に、「島根県総務部職員課長」

「イ 相互銀行

ウ 信用金庫及び信用金庫連合会

を「島根県総務部人事課長」に改め、同様式裏面中

エ 労働金庫

を

オ 信用組合

カ 農業協同組合及び農業協同組合連合会」

「イ 信用金庫及び信用金庫連合会

ウ 労働金庫

に改める。

エ 信用組合

オ 農業協同組合及び農業協同組合連合会」

様式第 3 号を削り、様式第 4 号を様式第 3 号とする。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。